

平成29年1月施行の育児介護休業法改正への対応は大丈夫ですか？

育児介護休業法改正における就業規則の改定・実務対応

- ☑ 育児介護休業法が改正になるなんて知らなかった
- ☑ 法改正によって何を変える必要があるのか情報がほしい
- ☑ 就業規則の改定のポイントを教えてほしい

こんな企業様に
おすすめ！！

安倍総理が提唱した『ニッポン一億総活躍プラン』の実現に向けて、企業には労務管理の改革が求められています。“介護離職ゼロの実現”や“女性活躍”のために平成29年1月には育児介護休業法が改正されることになりました。改正の概要と就業規則の改定ポイントを丁寧に解説いたします。

セミナー内容

- なぜ今育児介護休業法が改正されるのか？
～改正の背景とポイント～
- 労務管理や就業規則への影響・助成金のご紹介



【講師プロフィール】
小林 礼子(こばやし れいこ)
東京都生まれ。地方銀行、飲食業本社勤務を経て、平成17年に社会保険労務士の資格取得、平成25年に特定社会保険労務士付記。わかりやすい説明には定評がある。

日時

平成29年1月26日(木) 14:00～15:30(13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

12名(先着順締切)

参加費

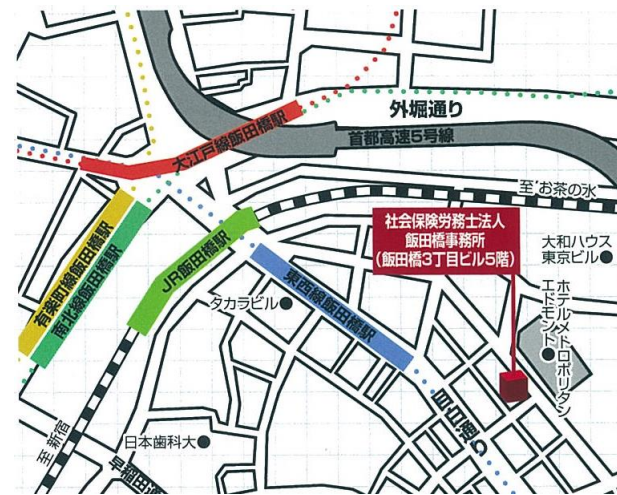
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索